

## 指 示

令和7年3月7日

葛尾村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、葛尾村において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、『特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について(令和2年12月25日原子力災害対策本部決定)』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和7年3月31日午前9時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

## 葛尾村

帰還困難区域	<p>葛尾村大字葛尾 字野行のうち85番地(土地活用がなされる範囲に限る)、</p> <p>100番地2(土地活用がなされる範囲に限る)、</p> <p>107番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、</p> <p>145番地1、146番地1、147番地1、148番地1、150番地1、</p> <p>152番地1から2、153番地1から2、154番地1から4、244番地</p> <p>村道地蔵沢線並びに葛尾村内国有林磐城森林管理署1078林班のうち「ち<sub>2</sub>」、「ち<sub>6</sub>」、「り」及び「イ」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1079林班のうち「と」、「り」及び「る」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1080林班のうち「ろ」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1081林班のうち「ぬ」、「る」、「わ<sub>1</sub>」、「わ<sub>2</sub>」、「か」及び「な」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1083林班のうち「ほ」及び「ち」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1084林班のうち「い<sub>1</sub>」から「い<sub>5</sub>」、「は」、「に<sub>2</sub>」及び「と」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1085林班のうち「い<sub>2</sub>」及び「た<sub>2</sub>」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1086林班のうち「る<sub>1</sub>」、「る<sub>5</sub>」、「る<sub>7</sub>」、「る<sub>8</sub>」、「わ」、「か」、「よ」及び「ロ」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1092林班のうち「ほ」、「へ<sub>1</sub>」、「へ<sub>2</sub>」、「ぬ<sub>1</sub>」、「ぬ<sub>2</sub>」及び「ぬ<sub>4</sub>」から「ぬ<sub>8</sub>」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1093林班のうち「へ」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)、1094林班のうち「わ」の区域(土地活用がなされる範囲に限る)</p>
--------	--